町ぐるみ！みんなで！

阿賀の子を育む

阿賀町教育委員会・阿賀町教育センター

令和６年４月

目　次

1	阿賀町教育センター設置要綱	1
2	阿賀町教育センター事業図	2
3	阿賀町教育センター組織図	3
4	阿賀町教育センター事務局分掌	4
5	設置委員会	5
6	事業	6

阿賀町教育センター設置要綱

（設置）
第１条　本町における学校教育上の課題及び今日的教育課題を捉え、本町学校教育の充実と振興を目的として、阿賀町教育センターを設置する。

第２条　教育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。
名称：阿賀町（総合）教育センター
位置：東蒲原郡阿賀町鹿瀬 8931 番地 1

（職員）
第３条　教育センターに所長及び必要な職員を置く。
２　所長は、教育長が兼務する。

（事業）
第４条　教育センターは、次に掲げる事業を行う。
（１）「阿賀町の教育」に関すること
（２）教職員の研修に関すること
（３）いじめや不登校等教育支援に関すること
（４）要保護児童生徒対応や幼児教育推進等行政諸部局と連携した取組に関すること
（５）児童生徒の学習支援に関すること
（６）統計・調査に関すること
（７）広報に関すること
（８）その他必要とする事業

第５条　この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。
附則

（施行期日）
１　この訓令は、令和６年４月１日から施行する。
２　この訓令の施行に伴い、阿賀町学習指導センター設置要綱及びそれに関連する条例は廃止する。

阿賀町教育センター事業図

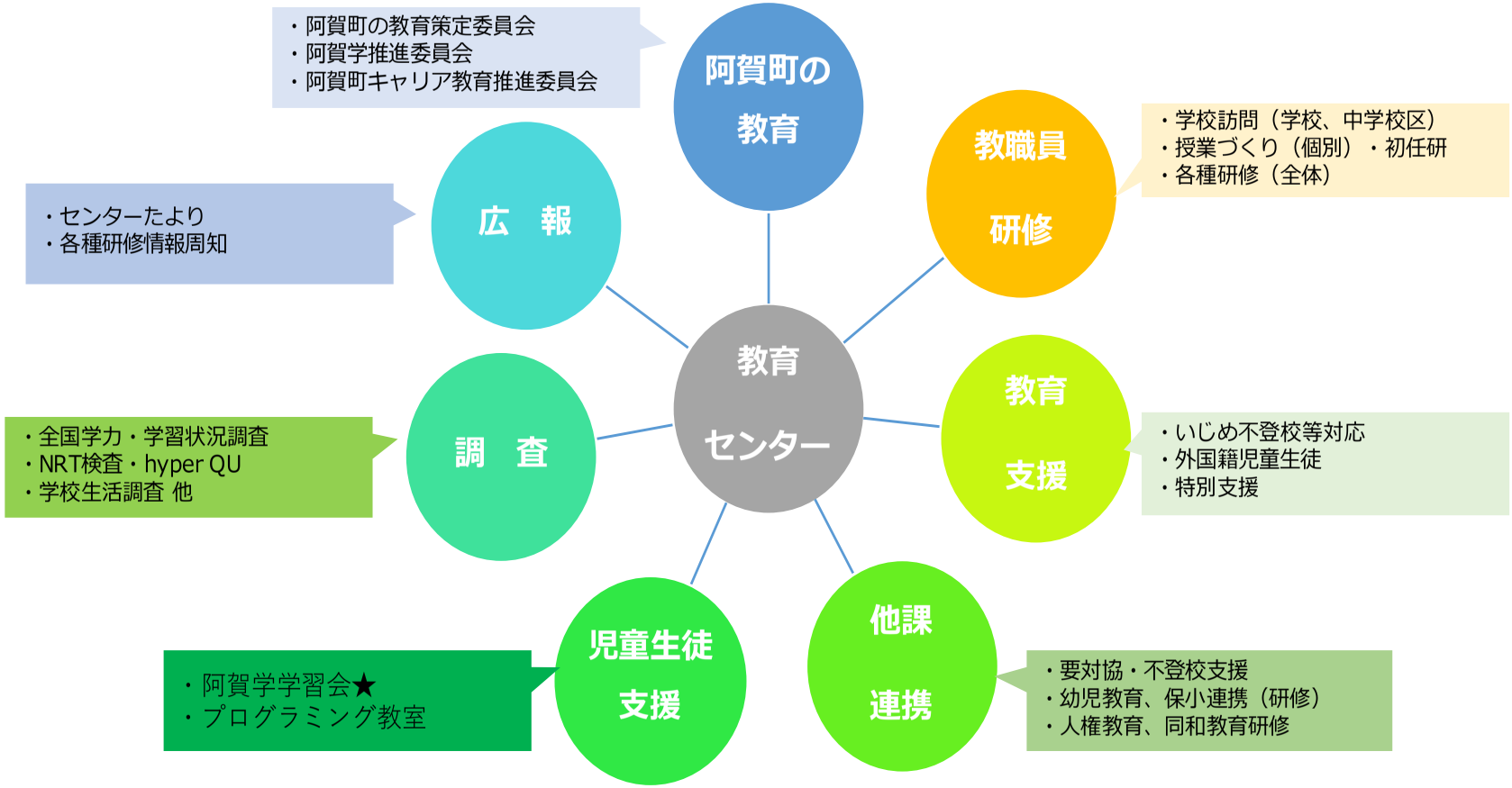

阿賀町教育センター組織図

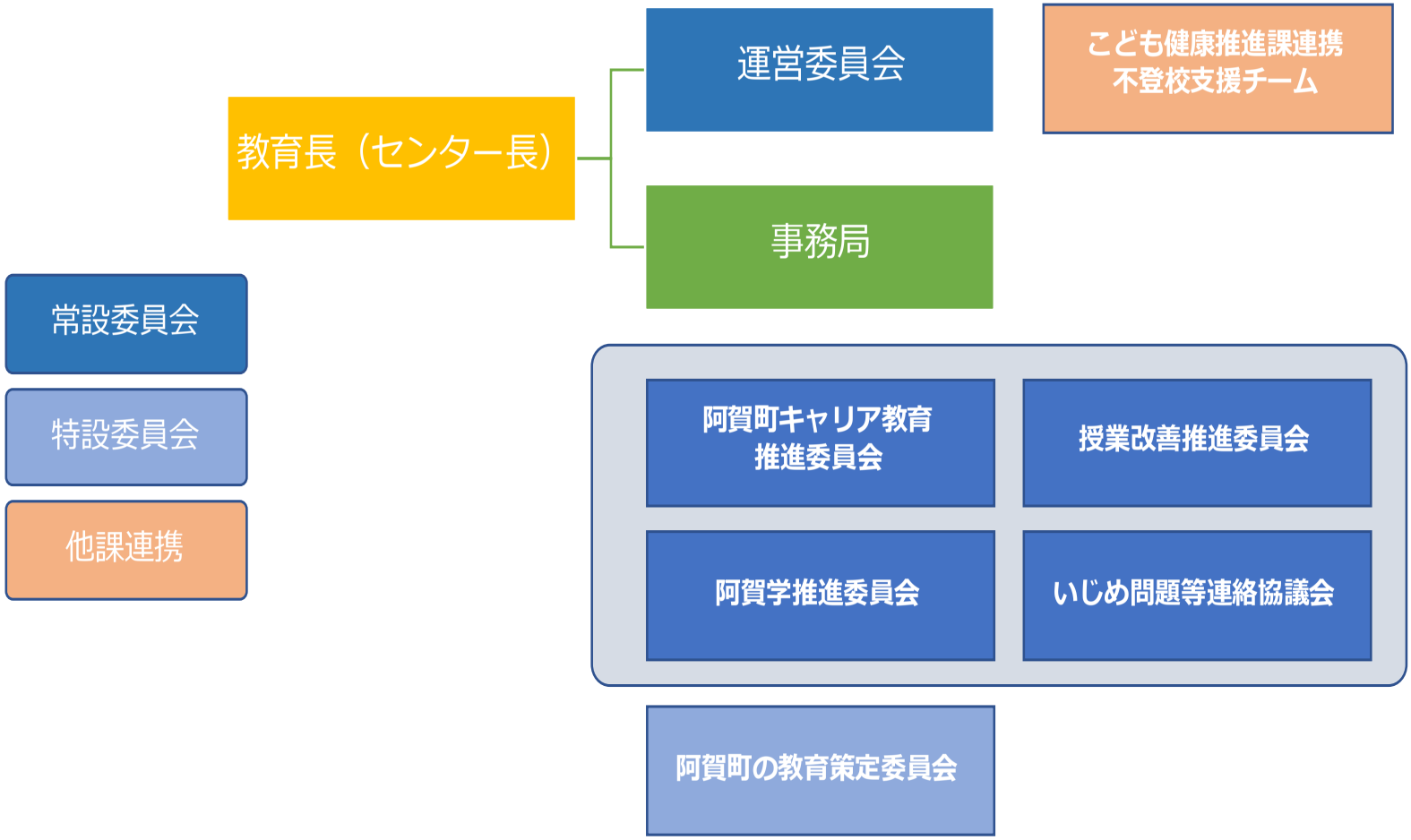

阿賀町教育センター事務局　分掌

事業	主な内容
阿賀町の教育	・15年教育の推進（阿賀町の教育策定委員会開催と運営、阿賀町の教育説明会開催と運営、15年教育評価実施と結果周知） ・阿賀学の推進（阿賀学推進委員会の開催と運営、阿賀学レシピ「A-ing」の作成と充実） ・キャリア教育（阿賀町キャリア教育推進委員会開催と運営、実務担当者会議開催と運営未来フォーラム開催と運営及び評価実施）
教職員研修	・学校訪問（教育長訪問、教育委員訪問、管理指導主事学習指導訪問） ・授業づくり研修企画と運営・一斉研修（いじめ対応関係、人権教育、同和教育関係、阿賀町近代産業の光と影関係）の企画、運営 ・中学校区単位研修（下越教育事務所支援訪問）の企画・運営（資料作成を含む。） ・県立教育センター研修関係（初任者研修、２・３年次研修、栄養教諭研修関係、特別支援教育関係担任研修） ・通級指導教室担当者育成事業関係 ・鳥獣対応研修（農林課と調整） ・授業改善推進委員会の開催と運営
教育支援	・いじめ・不登校対応（いじめ問題等連絡協議会、いじめ問題調査委員会＊重大事態対応） ・外国籍児童生徒支援（DLAの実施、保育園・学校訪問による園・学校支援） ・特別支援教育対応（適切な教育課程の作成と運用に関すること、五泉特別支援学校との連携・調整）
他課連携	・幼児教育（架け橋カリキュラム作成・見直し、研修支援）支援・要保護児童対策地域連絡協議会対応 ・こども家庭支援員連携不登校対応
児童生徒支援	・夏季休業における児童生徒学習会の企画・運営
調査	・全国学力・学習状況調査、NRT学力検査、hyperQ-U、阿賀町児童生徒学校・生活調査、定例いじめ不登校調査 ・文科省、県教委等調査への回答 ・教育長会議資料作成
広報	・センターだより作成・広報あがによる各事業や調査結果等周知・TeaRoomへの投稿
その他	・学校評価に関すること・休日の部活動地域移行に関すること・人権教育、同和教育推進に関すること・部落解放同盟等対応に関すること ・教科書に関すること・「生きる」購入等に関すること・事故報告書作成に関すること・災害時の報告に関すること ・学習用タブレット端末の利活用等ICTに関すること ・学校教育課員紹介作成

【設置委員会】

1　運営委員会【年２回】
　・設置要綱に従い、開催・運営する。
　・管内小中学校長で構成する。
2　阿賀学推進委員会【年２回程度】
　・設置要綱に従い、開催・運営する。・架け橋プログラム作成会議を含む。
　・センター長が委嘱した管内小中学校教員、町立保育園長、阿賀黎明高校教員で構成する。
3　阿賀町キャリア教育推進委員会【年２回】
　・設置要綱に従い、開催・運営する。
　・新潟大学田中一裕教授を委員長に迎え、管内小中学校長、阿賀黎明高校長で構成する。
4　いじめ問題等対策連絡協議会【年２回】
　・設置要綱に従い開催、運営する。
　・管内小中学校管理職、生徒指導担当教員、町内主任児童委員、町立保育園長、心の相談室担当者で構成する。
5　阿賀町の教育策定委員会★　【年４回程度】特設
6　授業改善推進委員会（旧名：学力向上対策委員会）【年２回程度】
　・教員の授業力向上を目的とし、管内学校研修計画、授業実践を踏まえて授業改善を協議し、提言する。
　・年間２～３回を目安に開催する。
　・各校研修担当教員で構成する。

【事業】

Ⅰ阿賀町教育委員会が掲げる１５年教育に関する事業

1　阿賀町の教育策定事業
　・３年に１度のスケジュールで、阿賀町の教育（リーフレット）を策定する。
　・策定にあたり、阿賀町の教育策定委員会を設置する。
　・阿賀町の教育の取組状況の評価を行い、その結果を分析し、レポート作成を行う。
　※次回阿賀町の教育は 2025～2027 年版を作成する。よって、2024 年度に事業を行う。
2　阿賀学推進事業
　・阿賀町のひと・もの・ことを学習対象とした阿賀学の推進を図るため、阿賀学推進委員会を運営する。

・管内学校に対し、阿賀学レシピ「Ａ－ｉｎｇ」の作成、提出を依頼し、その充実を図る。
・阿賀町の教育説明会を開催し、阿賀町の教育の概要及び阿賀学について管内教職員へ説明し、共通認識を図る。

３　阿賀町こども未来フォーラム事業
・フォーラム（小中高生が参加し、学習成果を交流し、まちづくりについて協議する。）の企画、運営
・阿賀町キャリア教育推進委員会の開催とフォーラム事業の協議　※阿賀黎明高校も参加する。

Ⅱ　教職員研修に関する事業

１　学校訪問事業
次の３つの訪問を行う。いずれの訪問も年間１回ずつ行う。
・管理指導主事訪問：管内学校教員の授業力向上を目的とする。
・教育委員訪問　　：管内学校長による学校経営方針説明聴取及び授業参観を通じ、学校状況を把握することを目的とする。
・教育委員会訪問　：教職員の勤務状況、学校施設・設備等を把握し、指導・助言することを目的とする。

２　授業づくり研修事業
管内若手教員（教職１年目から５年目）の授業力向上を目的として行う。
・年間１～２回（事前指導・授業参観・事後指導を行う。）

３　全教員研修事業
管内全ての教職員を対象とし、次の研修を行う。
・いじめ不登校対応研修（大学教授等研究者等による）
・人権教育、同和教育研修　※町民生活課とのタイアップ、あがのがわ環境学舎とのタイアップ、県同教関連事業への参加要請
・特別支援教育研修（町特別支援教育コーディネーターによる）
・下越教育事務所要請訪問（中学校区単位研修）★要検討

Ⅲ　教育支援事業

１　不登校対応事業
こども健康推進課と連携し、こども家庭支援員を中心として不登校児童生徒対応を行う。
・週２日を目安に、学校訪問対面及びオンラインによる対応を行う。

２　いじめ対応事業
・阿賀町いじめ防止基本方針の点検と見直し、各校学校いじめ防止基本

方針改定・改訂へ指導・助言する。
・いじめ認知速報システムを周知し、初動対応を適切に行うことができるよう指導・助言する。
・いじめ問題調査委員会の委員との連絡調整及び計画立案・運営を行う。
・いじめ総点検事業への参加要請（生徒指導課主催）

3　外国籍児童生徒対応事業
・DLA の実施と評価、レポート作成。これに基づく学校への指導・助言
・JSL カリキュラムの資料提供
・外国籍児童生徒及び保護者との面談並びに在籍校（就学、在籍予定校）管理職との面談

4　特別支援教育関連事業
・特別支援学級教育課程及び個別指導計画並びに個別の指導計画への指導・助言
・授業参観を通じた教員支援（授業づくり、在籍児童生徒への支援に関する指導・助言）
・適切な運営が実施されるよう、適宜指導、助言を行う。

Ⅳ　他課連携事業

1　こども健康推進課との連携事業
（１）要対協事業
・実務担当者会議での情報提供、助言
（２）保小連携事業
・担当課職員との情報交換会
・架け橋プログラムの作成、見直し
・小学１年生授業参観研修（各校への要請）
（３）不登校児童生徒対応事業
・こども家庭支援員と連携した対応

2　町民生活課との連携事業
・人権教育、同和教育研修の共同開催
・人権キャラバン対応
・部落解放同盟との懇談対応

Ⅴ　児童生徒支援事業★

1　阿賀町もの知り検定（旧阿賀町検定ミニ）
・阿賀町に関する問題を、小学生を対象に実施する。
・設問数：25 問

・実施日：管内小学校統一時間
・所要時間：おおよそ 15 分程度
・方法：Googlefoam による回答
・事後：正答数により級を設定し、表彰する。

2　scratch でプログラミングを学ぼう
・プログラミングソフト「scratch」を使い、作品作りを通してプログラミングの仕組みを学習する。
・小学生向け（中学生も可）とする。
・対象：小（中）学生
・時期：学校と調整し、学校へ訪問する。
・場所：各学校

Ⅵ　調査

1　全国学力・学習状況調査
・結果分析及びレポート作成、管内学校への情報提供と提案、広報あがによる町民への周知

2　NRT 検査
・結果分析及びレポート作成、管内学校への情報提供と提案、広報あがによる町民への周知

3　hyper　QU
・結果分析及びレポート作成、管内学校への情報提供と提案

4　阿賀町学校・生活状況調査
・結果分析及びレポート作成、管内学校への情報提供と提案

5　いじめ等定例報告
・毎月５日、所定の様式に従い報告を受ける。→教育長、課内、こども健康推進課と共有

6　文科省、県教育委員会調査
（例１）教育の情報化（義務教育課実施）：管内教員の ICT 活用状況の把握とそれに基づく指導・助言
（例２）生徒指導体制自己点検（生徒指導課実施）管内学校の生徒指導体制の把握とそれに基づく指導・助言
（例３）児童生徒の生徒指導上の諸問題（文科省）管内学校のいじめや暴力行為等の調査

Ⅶ　広報

1　教育センターたよりの作成
・管内学校における教育活動（主として授業づくり）に関する情報を次の機関等へ周知する。

・各種研修情報の提供
２　広報あがによる事業等周知
・各事業内容や調査結果の周知

Ⅷ　スケジュール

４月
・阿賀町の教育説明会：全職員対象
４月３日（水）15：30　～　16：20　阿賀町公民館　講堂
・教育センター運営委員会：小中学校長
４月３日（水）14：00　～　15：00　鹿瀬支所第３会議室

５月～12 月
・管理指導主事訪問　：管内小中学校・各校が指定した日時・授業研修（授業参観＋協議会）※各校１回
・教育委員訪問　　：管内小中学校対象
５月下旬～６月上旬
※　定例教育委員会実施後、学校と調整

６月～12 月
・授業づくり研修：１年目～５年目教員及び希望者対象
※５月までに候補者リストアップ

８月
・授業改善推進委員会（全国学力・学習状況調査結果公表後）
・特別支援教育研修　：全教員、介助員、学習指導補助員対象
・人権教育、同和教育教職員・行政職員合同研修
【８月７日・14:00～16:00　公民館講堂　指導者:渡邉幸太指導主事】
・阿賀町近代産業の光と影　教職員対象研修
・初任者対象市町村教育委員会主催体験活動研修

９月
・いじめ問題等対策連絡協議会：設置要綱を踏まえた実施
９月＊日（＊）15：00　～　16：30　体育祭終了後週　阿賀町公民館

11 月
・教育委員会訪問（学校経営状況、教職員勤務状況視察）
・阿賀町こども未来フォーラム 2024（仮称）
12 月５日（木）午前開催とする。

２月
・いじめ等問題連絡協議会　開催
・教育センター運営委員会開催　２月 28 日
　今年度事業報告及び次年度教育センター事業方針説明

３月
・次年度事業評価及び計画立案、調整

上記の他に、阿賀町の教育 2025 版策定事業が入る予定（取扱い検討中）

（追記）
・下越教育事務所プロジェクト支援訪問は町として要請しない。
・学校生活パワーアップ週間は中学校区単位で決定し行う。
・阿賀町小中統一の取組（「学習規律」「家庭学習」）については、継続していただく。
・小学生面白学習ディ（阿賀町検定ミニ）、中学生学習オリンピックは廃止とする。

Aga Town Board of Education
With the slogan "Together!"